

鹿児島港本港区エリアまちづくり
公募資料作成等支援業務委託

(北ふ頭エリア, ウォーターフロントパークエリア)

プロポーザル実施要領

令和7年7月

鹿児島県土木部港湾空港課

本港区まちづくり推進室

1 趣旨

この要領は、鹿児島港本港区エリアまちづくり公募資料作成等支援業務委託（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

鹿児島港本港区エリアまちづくり公募資料作成等支援業務委託

(2) 業務目的

令和5年度に策定した「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」に基づき、民間活力導入に向けた取組を進めるに当たり、専門的な観点から事業者公募に必要な資料作成等に係る支援を行う業務を委託するもの。

(3) 業務内容

別添「鹿児島港本港区エリアまちづくり公募資料作成等支援業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月25日まで

(5) 契約上限金額

26,950千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 平成27年4月1日以降、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年7月7日(月) |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年7月14日(月) |
| (3) 質問回答 | 令和7年7月17日(木) |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和7年7月22日(火) |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和7年8月5日(火) |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和7年8月7日(木) |
| (7) 審査(プレゼンテーション) | 令和7年8月中旬(予定) |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年8月下旬(予定) |
| (9) 契約締結 | 令和7年9月上旬(予定) |

※ 事前説明会は開催しない。

※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

6 プロポーザルの手続等

(1) 質問受付及び回答

ア 質問方法

本業務に関する質問がある場合は、質問票(様式第1号)により、電子メールで提出すること。

※ 電話で受信確認を行うこと。

イ 回答

上記期日までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

別表1の6(2)のとおり。

イ 提出方法

郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は持参による。

※ 参加申込書を提出した者全員に対して、上記期日までに参加資格の確認結果を書面で通知する。

※ 参加資格に適合した者に限り、企画提案書等を提出することができる。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

別表 1 の 6 (3) のとおり。

イ 提出方法

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。

※ 参加資格に適合した者であっても、上記期日までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

※ 提出した企画提案書等の差替、再提出は認めない。

なお、鹿児島県が必要と認めるときは追加の資料提出を求めることがある。

7 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 用紙サイズは A 4 版とすること。
- (2) 様式第 6 号～様式第 10 号は、全体として 15 分程度で説明できる内容とすること。
- (3) 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）

8 審査方法等

- (1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表 2）により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。
- (2) 審査基準の下限の点数を 1 者も満たさない場合には、採用者なしとする。なお、企画提案者が 1 者の場合も審査を行うものとする。
- (3) プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの具体的な日時や場所などは別途通知する。
- (4) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に書面にて通知する。
なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

9 契約の締結

- (1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の協議が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。
- (4) 前金払は委託契約金額の 30% 以内（ただし、契約相手方から前金の請求があった場合）の範囲で 1 回支払うことができるものとする。部分払は行わない。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 委託契約の締結に至った者の企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年条例第 113 号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (7) 当該業務の受託者及び協力者は、今回の支援業務に関する本港区エリアまちづくりの事業者公募に参加することができないものとする。

11 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県 土木部 港湾空港課 本港区まちづくり推進室

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話：099-286-3639（直通） FAX：099-286-5629

E-mail：honkou-s@pref.kagoshima.lg.jp

12 関連資料

本業務の関連資料については、以下の鹿児島県ホームページで確認すること。

- (1) 鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン
<https://www.pref.kagoshima.jp/ah15/honkoukurikatsuyoukentouiinkai.html>
- (2) 鹿児島港本港区景観ガイドライン
<https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/keikandezainkaigi/keikandezainkaigi1.html>
- (3) 鹿児島港本港区エリアまちづくり 民間活力の導入に向けた取組
https://www.pref.kagoshima.jp/ah15/honkouku_area_saundingu.html
- (4) スポーツ・コンベンションセンター関係
<https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/sports/daikiboshisetu/index.html>
- (5) 住吉町 15 番街区利活用事業
<https://www.pref.kagoshima.jp/af08/sumiyoshicho15/rikatsuyo.html>

鹿児島港本港区エリアまちづくり 公募資料作成等支援業務委託仕様書（案）

1 業務概要

(1) 業務名

鹿児島港本港区エリアまちづくり公募資料作成等支援業務

(2) 業務目的

令和5年度に策定した「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」に基づき、民間活力導入に向けた取組を進めるに当たり、専門的な観点から事業者公募に必要な資料作成等に係る支援を行う業務を委託するもの。

(3) 履行期限

令和8年3月25日（水）

(4) 対象地区

鹿児島港本港区エリアのうち、北ふ頭エリアのしおかぜ通り（以下「しおかぜ通り」という。）、4号上屋及び隣接する野積場（以下「4号上屋等」という。）並びにウォーターフロントパークエリア（参考図面参照）。

2 業務内容

(1) 北ふ頭エリアに関する業務内容

(ア) 事業スキームの検討（しおかぜ通り）

北ふ頭エリアにおけるクルーズ船受入環境整備やしおかぜ通りにおけるトライアル・サウンディングの状況、ドルフィンポート跡地エリアにおけるスポーツ・コンベンションセンターの状況、住吉町15番街区エリアにおける事業者公募の状況、本港区エリアにおける土地利用の規制状況、想定する事業スキーム（港湾環境整備計画制度等）等の条件整理及びサウンディング調査の上、しおかぜ通りにおいて、人や車の動線や歩車分離の検討、平面図、立面図等の作成、概算事業費や土地貸付料の参考概算額の算定等により、最適な事業スキーム及びコンセプトを検討する（サウンディング調査の結果、対象地区と合わせて、他のエリアが出てきた場合の対応も含む）。

なお、サウンディング調査の実施方法は鹿児島県と協議の上で決定する。

(イ) 事業スキームの検討（4号上屋等）

北ふ頭エリアにおけるクルーズ船受入環境整備やしおかぜ通りにおけるトライアル・サウンディングの状況、ドルフィンポート跡地エリアにおけるスポーツ・コンベンションセンターの状況、住吉町15番街区エリアにおける事業者公募の状況、本港区エリアにおける土地利用の規制状況、想定する事業スキーム（PFI（RO）等）等の条件整理及びサウンディング調査の上、4号上屋等において、人や車の動線動線や歩車分離の検討、平面図、立面図等の作成、概算事業費、VFM及び土地貸付料の参考概算額の算定等により、最適な事業スキーム及びコンセプトを検討する（サウンディング調査の結果、対象地区と合わせて、他のエリアが出てきた場合の対応も含む）。

なお、サウンディング調査の実施方法は鹿児島県と協議の上で決定する。

(ウ) 公募要項及びその他関連資料の作成支援

事業者公募に必要な事項や公募の基本方針等を整理した上で、弁護士等の有識者を活用しながら、公募要項や様式集等その他必要な書類の作成を支援する。

(エ) 評価基準や選定方法等の検討

事業者公募について、評価基準や選定方法（評価委員会（仮称）の設置）、委員選定等の検討に必要な情報の収集及び支援を行う。

(オ) その他必要な業務

スケジュール管理や事業者公募選定手続など業務遂行のために必要な資料作成の支援等を行う。

(2) ウォーターフロントパークエリアに関する業務内容

(ア) 事業スキームの検討

北ふ頭エリアにおけるクルーズ船受入環境整備やしおかぜ通りにおけるトライアル・サウンディングの状況、ドルフィンポート跡地エリアにおけるスポーツ・コンベンションセンターの状況、住吉町 15 番街区エリアにおける事業者公募の状況、本港区エリアにおける土地利用の規制状況、想定する事業スキーム（港湾環境整備計画制度等）等の条件整理及びサウンディング調査の上、ウォーターフロントパークにおいて、人や車の動線や歩車分離の検討、平面図、立面図等の作成、概算事業費や土地貸付料の参考概算額の算定等により、最適な事業スキーム及びコンセプトを検討する（サウンディング調査の結果、対象地区と合わせて、他のエリアが出てきた場合の対応も含む）。

なお、サウンディング調査の実施方法は鹿児島県と協議の上で決定する。

(3) その他（業務執行に係る資料作成、助言等）

履行期間全般において、国等との調整に要する資料作成を行うほか、専門的な立場からの必要な助言や支援を行う。

3 業務の要件

上記2の業務内容を確実かつ効率的に実施するための、業務実施方針、体制、手順（調査等の進め方）、スケジュールを提出すること。

4 成果品

受託者は、業務内容を取りまとめた下記報告書の成果品等を履行期限までに提出しなければならない。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 成果品（A 4 判縦型 横書き 左綴じ 簡易製本） | 2 部 |
| (2) 成果品概要版（A 4 判縦型 横書き 左綴じ 簡易製本） | 2 部 |
| (3) 上記電子媒体（CD等） | 2 式 |
| (4) 成果品の帰属 | |

成果品の管理及び権利帰属は、全て鹿児島県に帰属するものとし、鹿児島県が承諾した場合を除き受託者は成果を公表してはならない。

【参考図面】鹿児島港本港区エリアまちづくり



別表1 提出書類

要領	提出書類		留意点		提出部数
6(1)	質問票	様式第1号	質問事項について、簡潔に記載すること。		1部
6(2)	参加申込書	様式第2号	代表者名を記入し、提出すること。		1部
	参加資格確認申請書	様式第3号	代表者名を記入し、提出すること。		1部
	事業者概要書	様式第4号	主要業務等について、簡潔に記載すること。		1部
	企画提案書	様式第5号	代表者名を記入し、提出すること。		1部
6(3)	業務実施方針等調書	様式第6号 (参考)	実施方針	業務目的などを理解し、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。	10部
			業務フロー	業務目的の実現に向けた業務の進め方を簡潔に記載すること。	
			工程計画	業務実施についての工程計画と進捗管理の方法を簡潔に記載すること。	
	企画提案内容調書	様式第7号 (参考)	提案内容について簡潔に記載すること。 提案内容には、事業者公募を行う場合の現時点で想定される進め方や事業コンセプトも併せて提案すること(1枚程度を目安とする。)。イメージパース等の図を用いた提案も可とする。		10部
	業務実施体制調書	様式第8号 (参考)	配置予定者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、資格等を記載すること。		10部
	配置予定者の経歴調書	様式第9号 (参考)	- 配置予定者の保有資格者証の写しを添付すること。 - 業務実施体制の特徴を記載すること。		10部
	業務実績調書	様式第10号 (参考)	- 平成27年4月1日以降において、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を5件まで記載すること。 - 同種又は類似の業務実績とは、サウンディング型市場調査や官民連携可能性調査または事業者選定支援業務(公共施設等のPPP/PFI事業(コンセッション方式を含む。))に関する支援業務を元請として完了した実績のこと。		10部
	見積書及び見積内訳書	様式 任意	- 本業務の仕様書及び企画提案内容調書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し、記載すること。(積算内訳も明示すること。) - 契約時に再度、見積書の提出を求める。		1部

※ 様式第6～10号は参考様式であるが、提出書類については、各様式の記載内容を満たすものとする。

※ 様式第6～10号の提出部数の内訳は、正本1部、副本9部とする。

※ 様式第6～10号はページ番号を通して付し、A4縦、左綴じ(2穴)で出力(両面印刷可)したものを、各部ごとにクリップ等の留め具(ホチキス不可)で綴じて提出する。

別表2 審査基準

審査項目		審査内容	配点
企画提案内容	実施方針 業務フロー (様式第6号)	業務目的の理解度が高く、業務の基本的な考え方や実現性の高い具体的な進め方が的確に提案されているか。	10 点
	工程計画 (様式第6号)	業務の工程計画の妥当性が高く、実現可能な工程となっているとともに、具体的に進捗管理に対する提案がされているか。	10 点
	業務内容 (様式第7号)	仕様書の内容を踏まえ、調査内容や調査先などが具体的かつ的確で、創意工夫のある提案がなされているか。 想定される事業者公募の進め方や事業コンセプトについて実現可能性がある提案となっているか。 鹿児島県との情報共有を図るための方策が提案されているか。	50 点
業務遂行能力	実施体制 (様式第8, 9号)	業務体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。鹿児島県の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。	15 点
	業務実績 (様式第10号)	本業務と同種又は類似の実績を豊富に有しているか。	15 点
合計			100 点

※ 下限の点数の設定

審査会の6名の委員が評価した結果の合計点360点を下限の点数とする。(満点600点)

令和 年 月 日

(あて先) 鹿児島県土木部港湾空港課本港区まちづくり推進室
E-mail : honkou-s@pref.kagoshima.lg.jp

質 問 票

鹿児島港本港区エリアまちづくり公募資料作成等支援業務委託プロポーザルについて、
以下のとおり質問します。

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

※ 質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

※ 送信後、電話で着信を確認してください。

[連絡先] 住 所
 商号又は名称
 担当者所属
 氏 名
 電 話 番 号
 メールアドレス

様式第 2 号

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

参加申込書

鹿児島港本港区エリアまちづくり公募資料作成等支援業務委託プロポーザルに参加したいので申し込みます。

(添付書類)

- ・ 参加資格確認申請書 (様式第 3 号)
- ・ 事業者概要書 (様式第 4 号)

[連絡先] 担 当 者 所 属
氏 名
電 話 番 号
メールアドレス

参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

鹿児島港本港区エリアまちづくり公募資料作成等支援業務委託プロポーザルへの参加資格について、次のとおり事実と相違ないことを誓約します。

	参加資格要件	記入欄
1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。	適 ・ 否
2	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。	適 ・ 否
3	鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。	適 ・ 否
4	鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。 （次のいずれにも該当しない者） ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団であると認められる者。 イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事業所の代表者をいう。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等であると認められる者。 ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者。 エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。 カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。 キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者。 ※ 本県の入札参加資格者登録名簿等に登載されていない者については、様式第 3 号（別紙）「暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿」を添付すること。	適 ・ 否
5	都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。 ※ 本県の入札参加資格者登録名簿等に登載されていない者については、直近 1 年間の都道府県税に係る徴収金に滞納がないことの証明書、納税証明書「その 3 の 3」（消費税及び地方消費税）の写しを添付すること。	適 ・ 否
6	平成 27 年 4 月 1 日以降、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者であること。	適 ・ 否

（表）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の氏名

（注）1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(裏)

役 員 等 名 簿

【商号・名称】

令和 年 月 日現在

[illegible]

事業者概要書

商号又は名称 (代表者職氏名)	()
所在地	
設立年月	
資本金	
社員数	
主要業務	

※ 会社概要等が分かるパンフレット等を添付すること。

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

鹿児島港本港区エリアまちづくり公募資料作成等支援業務委託プロポーザルについて、下記のとおり提出します。

記

＜添付書類＞（※□欄にチェックを記入すること）

- ☐ 業務実施方針等調書 （様式第 6 号（参考））
- ☐ 企画提案内容調書 （様式第 7 号（参考））
- ☐ 業務実施体制調書 （様式第 8 号（参考））
- ☐ 配置予定者の経歴調書（様式第 9 号（参考））
- ☐ 業務実績調書 （様式第 10 号（参考））
- ☐ 見積書及び見積内訳書（様式任意）

[連絡先] 担 当 者 所 属
氏 名
電 話 番 号
メールアドレス

業務実施方針等調書

商号又は名称

① 実施方針

[illegible]

② 業務フロー

[illegible]

③ 工程計画

[illegible]

※ 業務の実施方針，フローチャート，工程計画について簡潔に記載すること。

企画提案内容調書

商号又は名称

提案内容：〇〇〇〇について

※ 提案内容の作成に当たっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。
なお、曖昧な表現は評価しない。

業 務 実 施 体 制 調 書

商号又は名称

1 配置予定者

役 割	氏 名	所属・役職	担当する業務内容

<業務実施体制の特徴>

※ 記入欄が不足する場合は，適宜追加すること。

2 協力者

再委託先又は 技術協力先	分担業務の内容と理由

※ 業務の一部を再委託する場合又は技術協力を受けて業務を実施する場合は記載すること。

※ 記入欄が不足する場合は，適宜追加すること。

配 置 予 定 者 の 経 歴 調 書

商号又は名称

氏 名		生年月日・年齢	
担当する業務分野		業務経験年数	
所属・役職			
経歴等			
資格等			
主な業務実績			

※ 業務実施体制調書（様式第 8 号（参考））に記載の配置予定者 1 名につき 1 枚作成すること。

様式第 10 号（参考）

（表）

業 務 実 績 調 書

商号又は名称

- ※ 平成 27 年 4 月 1 日以降，国又は地方公共団体から受注した，同種又は類似の業務実績を 5 件まで記載すること。
- ※ 正本には，契約が確認できる書類（契約書等の該当ページの写し）を添付すること。

件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	
件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	

(裏)

件名	
委託者	
履行期間	
契約金額	
業務概要	
特筆すべき成果	
件名	
委託者	
履行期間	
契約金額	
業務概要	
特筆すべき成果	
件名	
委託者	
履行期間	
契約金額	
業務概要	
特筆すべき成果	